

広島県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年四月十日

広島県知事 湯崎英彦

| | |
|------------------|------------------|
| 事業者 名の 称 | 主たる事務所 の所在地 |
| 事業所 名の 称 | 訪問介護事業所の所在地 |
| 事業所 在所地の 名 | 世羅郡世羅町大字小世良三七九番地 |
| 指定年月日 | 平成二五年九月一日 |